

正

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

提出日を記入
令和〇年〇月〇日

土地を買う又は借りて、農地転用する人
横須賀 太郎

正、副に同様の内容を記入

譲受人氏名

横須賀市農業委員会会長 殿

譲渡人氏名
三浦 花子

土地を売る又は貸す人

下記によって転用のため、農地（採草放牧地）の権利を設定、移転し、又は農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名住所及び職業	当事者の別	氏名	郵便番号	住所	連絡先電話																				
	譲受人	横須賀 太郎	238-8550	横須賀市小川町11番地	046-822-4000																				
	譲渡人	三浦 花子	238-0298	三浦市城山町1番1号	046-882-1111																				
2 土地の所在、地番、地目	土地の所在	地番	地目 登記簿現況	面積	土地所有者 氏名住所 耕作者 氏名住所																				
	長井〇丁目	〇〇番	〇〇	m ² 1000	三浦 花子 三浦市城山町1番1号 左に同じ																				
				m ²																					
3 権利の種類	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期限																					
	〇〇〇	移転・設定	〇〇〇〇	年月日から年間																					
4 転用の目的	転用の目的	開始時期	工事完了時期																						
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇																						
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物家畜等の被害の防除施設の概要	〇〇〇〇																								
記載注意	(3) 譲渡人が2人以上である場合には、届出書に「譲受人何某」「譲受人何某外何名」等とし、この届出書の1の欄に「別紙記載のとおり」と記載し、その別紙は次のとおりにしてください。 (別紙)届出書の1 当事者氏名、住所 <table><tr><td>当時者の別</td><td>氏名</td><td>郵便番号</td><td>住所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (4) 届出に係る土地が多く、届出書2の欄に記載しきれない場合には、同欄に「別紙記載のとおり」と記入し、別紙に同様の様式で					当時者の別	氏名	郵便番号	住所																
当時者の別	氏名	郵便番号	住所																						
当該農地か所有者に確認後、「うけている」・「うけていない」に○印を記入してください。																									
当該農地について																									
転用する農地の他法令等との関連について	<table><tr><td>1 生前一括贈与の適用 (うけている・うけていない)</td><td>4 生産緑地の指定 (うけている・うけていない)</td></tr><tr><td>2 相続税納税猶予の適用 (うけている・うけていない)</td><td>5 その他の指定 (うけている・うけていない)</td></tr><tr><td>3 農業者年金経営委譲の適用 (うけている・うけていない)</td><td></td></tr></table>					1 生前一括贈与の適用 (うけている・うけていない)	4 生産緑地の指定 (うけている・うけていない)	2 相続税納税猶予の適用 (うけている・うけていない)	5 その他の指定 (うけている・うけていない)	3 農業者年金経営委譲の適用 (うけている・うけていない)															
1 生前一括贈与の適用 (うけている・うけていない)	4 生産緑地の指定 (うけている・うけていない)																								
2 相続税納税猶予の適用 (うけている・うけていない)	5 その他の指定 (うけている・うけていない)																								
3 農業者年金経営委譲の適用 (うけている・うけていない)																									